

「学校いじめ防止基本方針」
&
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



令和6年度

北海道旭川永嶺高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道旭川永嶺高等学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く者とする。

「北海道いじめ防止基本方針」（平成30年2月15日改訂）

北海道教育委員会 平成30年2月15日 教生学第893号 通知

北海道いじめ防止基本方針の改定

北海道及び北海道教育委員会では、北海道いじめ防止基本方針（以下「道の基本方針」という。）を改定

道の基本方針は、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。それに伴い、本校においても、学校いじめ防止基本方針の改訂を実施した。

道の基本方針の改定（令和5年3月）

北海道教育委員会 令和5年3月31日 教生学第1397号 通知

北海道及び北海道教育委員会では、道の基本方針を改定。

道のいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針を改定した。それに伴い、本校においても、学校いじめ防止基本方針の改訂を実施した。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（調査を行う際の判断基準）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

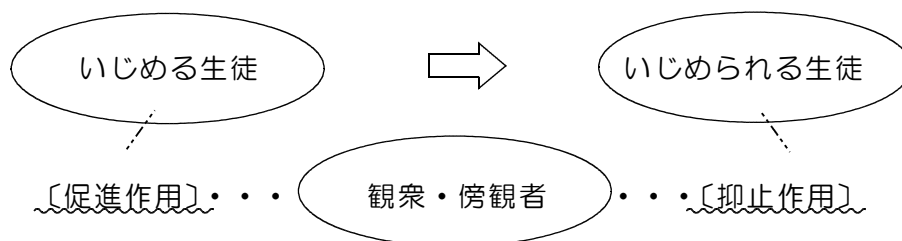
- *ポイント1 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。
- *ポイント2 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- *ポイント3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ」は、「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」との認識。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識。
- ・「いじめ」の「どの生徒も、被害者にも加害者にもなり得る」との認識。
- ・「いじめの未然防止」は、「学校・教職員の重要課題」との認識。

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

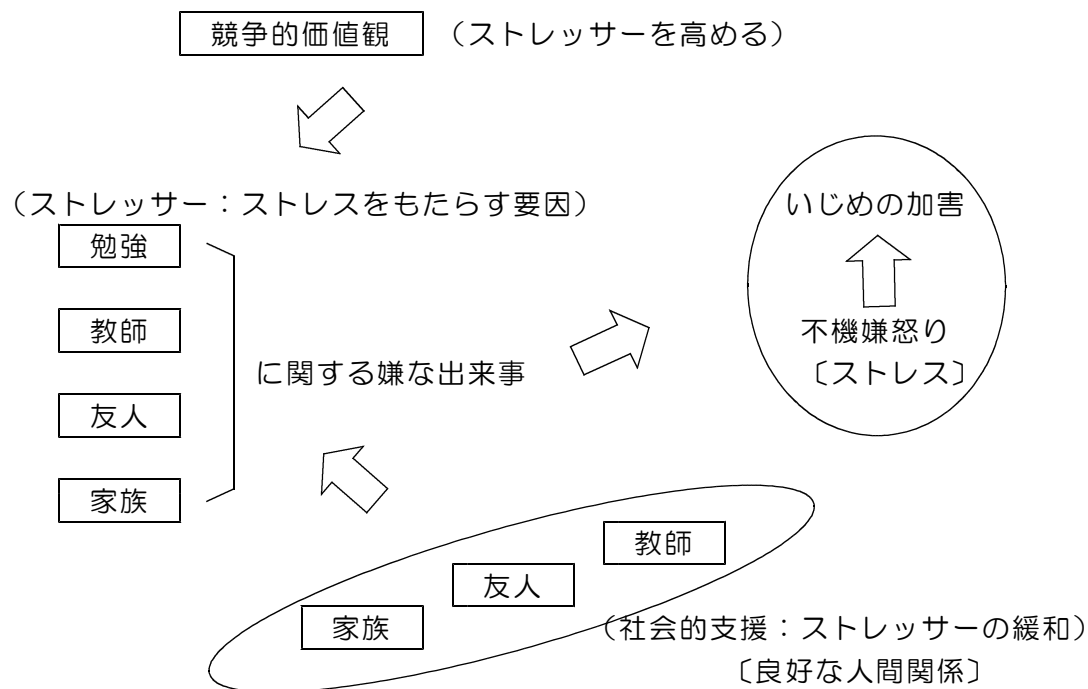


② いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする。）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする、相手の金銭などを得たい。自分のものにしたい。）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする。）
- ・同調性（強い者に追従する。数の多い側に入りたい。被害者となることへの回避感情。）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい。凝集性が過密となった集団において基準から外れた者への嫌悪感、排除意識。）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい。）
- ・欲求不満（いろいろな事を晴らしたい。）

〔参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因について〕

*いじめ加害に向かわせる要因間の関係モデル（出典：国立教育政策研究所）



(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙1のとおりとする

(2) 緊急時の組織的対応（いじめを認知した場合対応）・・・別紙2のとおりとする

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・学校・生徒会行事・部活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（前期、後期）、随時面談
- ・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「ヤングケアラー」、「被災生徒」等に対する適切な支援

(4) 人権教育の充実

- ・教科指導を通じた人権意識の啓発
- ・講演会等の開催
- ・「生徒指導部だより」による啓発

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事の中でどの生徒も落ち着ける場所づくり
- ・主体的に取り組む協働的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくり
- ・教職員による、生徒の人権を尊重した指導体制の構築（不適切な認識や言動、差別的な言動等による人権侵害やいじめの助長につながらない教育環境の整備、いじめの未然防止教育の充実）

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、速やかにいじめ防止委員会に情報を報告し、組織的な対応を進めるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) 「いじめられている生徒」・「いじている生徒」のサインを見逃さない・・・別紙3

※「いじめは生徒にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という気持ちを持ち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめと関連を常に考慮して、早い段階から、生徒と関りを持ち、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

(3) 教室・家庭でのサイン・・・別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・生徒や保護者への周知

(5) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握及び資料等の作成保管
- ・進級時の引継ぎ

※別紙１・２に示したように、法令・条例を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため組織的に対応する。

６ いじめへの対応

（１）生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

（２）関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

（３）保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する

- ・加害生徒にいじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒へ謝罪の気持ちを醸成させる
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関（スクール・ソーシャル・ワーカー）との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する」など

〔犯罪行為〕

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推進
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

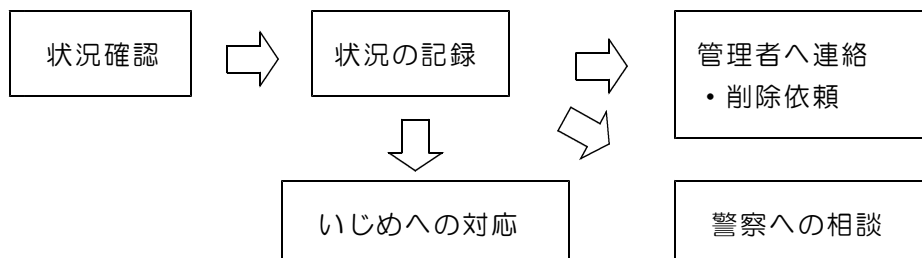
⑤ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態・緊急事態の発生

重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき です。
- 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
- 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・道教委に報告
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請

9 いじめの解消（いじめが「解消している」と判断する基準）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

（1） いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

（2） 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを、組織的に確実に実行する。

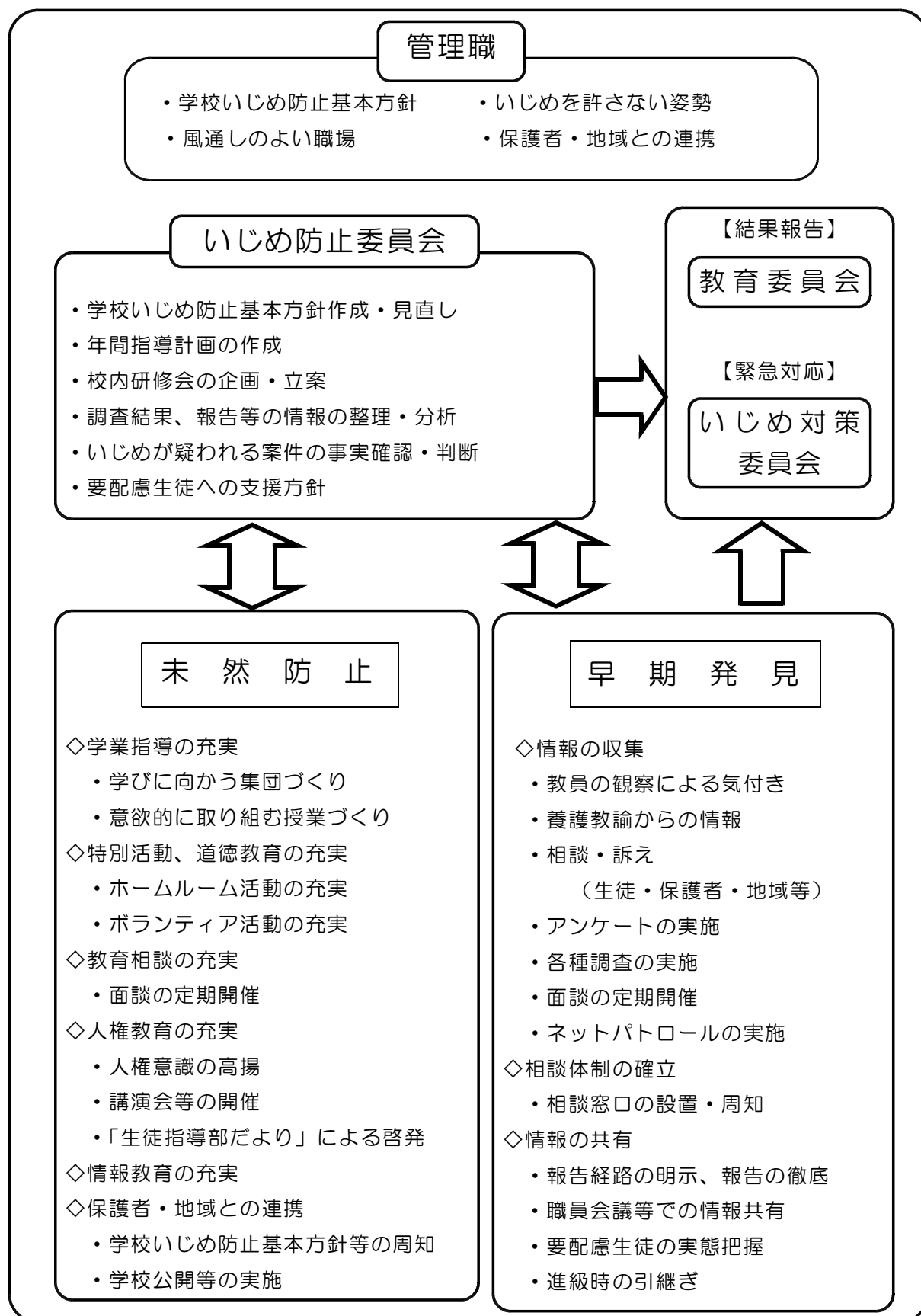
10 「保護者の役割」の啓発

- ・「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月改訂）に示されたいじめ未然防止に係る家庭（保護者）の役割について、あらゆる機会を通じて啓発を進める。

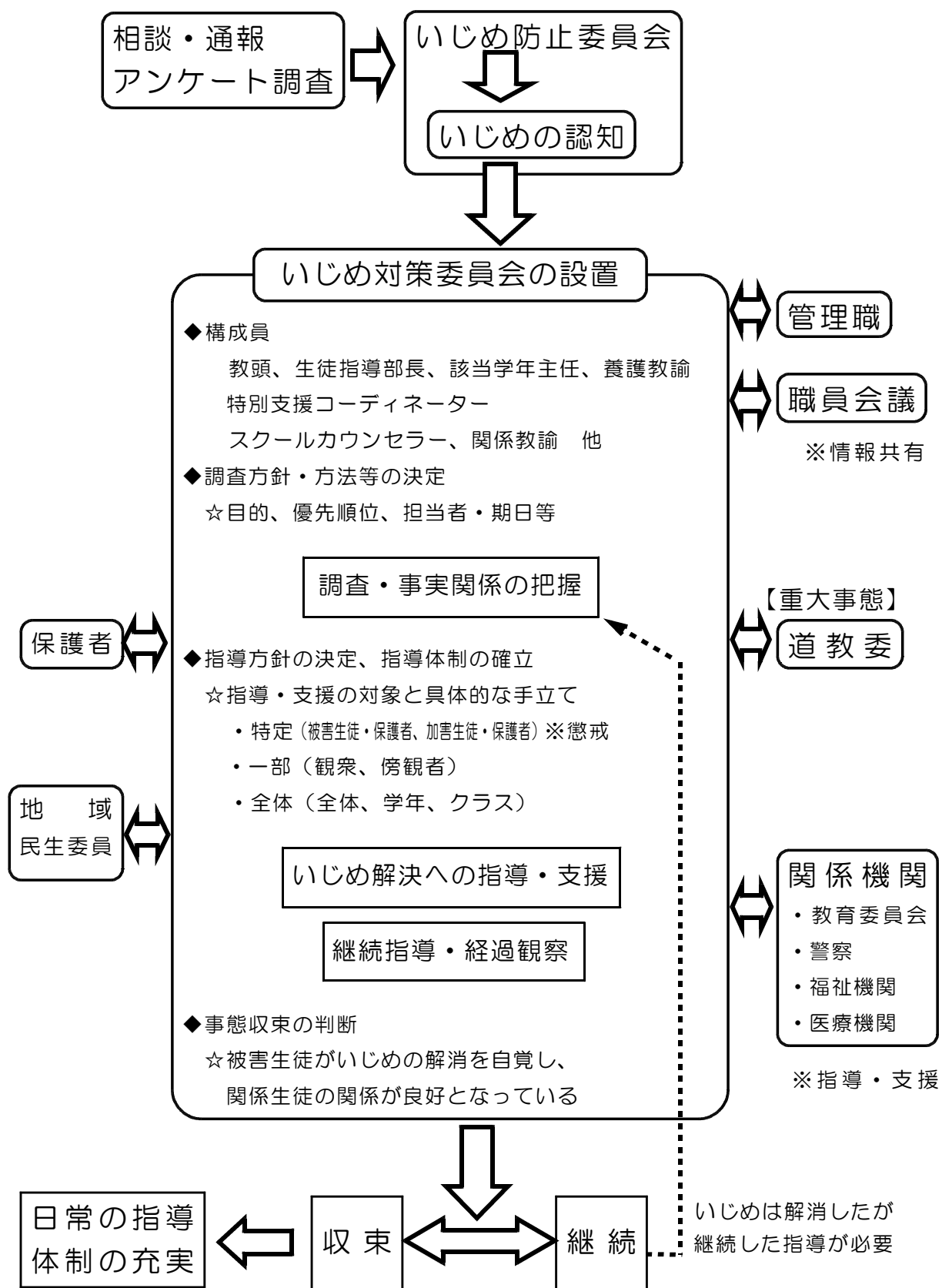
- ・基本的な生活習慣、社会生活上のルールやマナー等を生徒に身に付けさせるために家庭との連携を進める。

- ・家庭での会話やふれあいを通して、子どもの生活の様子の変化や不安な気持ちの兆候等を発見し、必要に応じた情報共有を進めてもらうよう協力を求める。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サイン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サイン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。